

知的財産基本法に基づく 施行状況の検討の基本方針について

2005年12月9日
知的財産戦略本部決定

知的財産基本法（平成14年法律第122号）附則第2条において、「政府は、この法律の施行後三年以内に（注：2006年2月28日までに）、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされており、同検討については、下記の基本方針により実施することとする。

記

1. 検討の進め方

知的財産基本法施行後3年間の活動について、専門調査会において調査・審議を行う。

知的財産戦略本部は、2006年2月開催予定の第13回会合において、専門調査会より調査・審議の結果の報告を受け、今後の方針を決定する。

2. 分担

1. の検討に当たり、知的財産戦略本部に設置されている2つの専門調査会の分担は以下のとおり。

(1) 全体総括及び知的創造サイクル分野

知的創造サイクル専門調査会

(2) コンテンツ分野

コンテンツ専門調査会

3. 検討の視点

- (1) 知的財産基本法の趣旨及び規定どおり、実施されてきたか。特に、知的財産推進計画に基づく施策は、計画どおり実施されてきたか。
- (2) 実施した施策は、知的財産立国に資するものとなっているか。
- (3) 施策の実施状況を踏まえ、今後どのような課題があるか、また、今後どのような措置を講じるべきか。

以上